

○国土交通省告示第二百三十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の八第四号の規定に基づき、建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないために壁等に必要とされる機能を次のように定める。

令和六年三月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないために壁等に必要とされる機能を定める件

建築基準法施行令第百九条の八第四号に規定する壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に、当該建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないために当該壁等に必要とされる機能は、当該壁等の防火被覆の劣化及び損傷が生じないことその他の防火上必要な機能とする。

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。